

災害時における施設等の利用に関する協定書

東海村（以下「甲」という。）と大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「乙」という。）は、甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東海村内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所、物資集積場所及び駐車場（以下「避難所等」という。）として利用する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 甲が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

施設名	（東海）ユーザー宿泊施設
所在地	茨城県那珂郡東海村大字白方203番地1

（利用の協力要請）

第3条 甲は、東海村地域防災計画に定める避難所だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、乙に対し、前条に掲げる施設等のうち必要な範囲において、利用の協力要請をすることができる。
2 前項の協力要請は、別記様式第1号の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、前条の要請に対し、施設等の利用が可能なときは、別記様式第2号を甲に交付する。
2 甲及び乙は、施設等の利用料及びその支払方法等について、協議して定めるものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。
2 甲は、乙による施設等の利用が早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、施設等の利用を終了するときは、乙に通知するとともに、避難所等を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

（費用負担）

第7条 施設等の利用料、避難所等の運営経費及び前条の原状に復す費用等は、原則として甲の負担とする。

（運営管理に関する責任）

第8条 乙は、原則として、施設等に地域住民等が避難した際に発生した事故等の責任を負わないものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議により定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、本協定は自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名の上、各1通を保管する。

令和2年8月4日

甲 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
東海村長

山田 修

乙 茨城県つくば市大穂1番地1
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長

山内 正剛